

小学生・中学生向け法教育視聴覚教材の実践報告作成要領

1 実践報告の作成目的

小学生・中学生向け法教育視聴覚教材（以下「視聴覚教材」という。）を利用した授業の実践内容とその成果についてモデル授業例として公開することで、小学校及び中学校における法教育授業の実践を促進し、法教育の更なる普及を進めることを目的として作成するものである。

2 作成要領

(1) 実践報告の作成対象

視聴覚教材の全題材（小学生向け、中学生向け）の実践報告を作成する。

(2) モデル授業の実施

ア 実践報告の作成に当たっては、小学校又は中学校において、教材を用いたモデル授業を実施する。

イ モデル授業は、法教育推進協議会教材作成部会小中学生向け視聴覚教材作成グループ委員（以下「グループ委員」という。）又は同委員が紹介する教員（以下「授業実施教員」という。）が実施する。

ウ モデル授業の時間数は、授業実施教員が題材の内容や授業計画に応じて決定する。

(3) 実践報告の執筆等

ア 実践報告は、グループ委員及び授業実施教員が共同で執筆することとし、担当は、別紙1のとおりとする。

イ 実践報告の様式例は、別紙2のとおりとする。

ウ 実践報告の提出その他の法務省との連絡調整については、原則として、担当のグループ委員が行うこととする。

3 実践報告の公開等

グループ委員から提出された実践報告については、法務省において集約の上、小中学生向け視聴覚教材作成グループの成果物として取りまとめ、法教育推進協議会及び教材作成部会において了承を得た上で法務省ホームページに公開する。

4 スケジュール

(1) モデル授業実施日時の決定及び法務省への連絡期限

モデル授業実施日の3週間前まで

(2) 実践報告の法務省への提出期限

2019年10月31日（木）

(3) 法教育推進協議会及び教材作成部会の開催時期

2019年11月以降

(4) 法務省ホームページにおける実践報告の公開時期

2019年度中

モデル授業例		執筆者	
		グループ委員	授業実施教員 (実施校)
小学生向け	(1) けんかの解決方法を考えよう！	磯山恭子 委員	杉本傳教諭・守屋貴光教諭・増田裕樹教諭 (静岡大学教育学部附属静岡小学校)
	(2) 約束って何だろう？	櫻井正義 委員	櫻井正義委員 (東久留米市立本村小学校)
	(3) 本当のことって何だろう？	磯山恭子 委員	杉本傳教諭・守屋貴光教諭・増田裕樹教諭 (静岡大学教育学部附属静岡小学校)
	(4) きめきめ王国	櫻井正義 委員	櫻井正義委員 (東久留米市立本村小学校)
	(5) 書き込む前に考えよう！	櫻井正義 委員	櫻井正義委員 (東久留米市立本村小学校)
中学生向け	(1) ルールづくり	磯山恭子 委員	杉山高久教諭 (森町立森中学校)
	(2) 私法と消費者保護	大山敏 委員	三枝利多教諭 (目黒区立東山中学校)
	(3) 私たちの暮らしと憲法	大山敏 委員	山川幸伸教諭 (台東区立御徒町台東中学校)
	(4) 司法	磯山恭子 委員	高橋壮臣教諭・神村佳佑教諭 (袋井市立袋井中学校)

●●年●●月●●日

法教育推進協議会教材作成部会委員 ● ● ● ●
(●●中学校教諭)

法教育授業実践報告
(●学生向け法教育視聴覚教材「●●」)

1 実施日時

●●年●●月●●日 (●) 午●時～午●時 (第●時限)

2 実施校等

(1) 実施校

●●中学校

(2) 学年

第●学年

(3) 教科等

(4) 指導者

同校教諭 ●●●●

3 単元等

(1) 単元 (学習指導要領における位置付け)

(2) 目標

(3) 指導計画

4 本時

(1) 目標

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点

(3) 実践報告 (成果と課題など)

(4) 参考資料 (使用教材・資料, 授業の様子・板書など)

5 参考: 新学習指導要領における位置付け

●●年●●月●●日

法教育推進協議会教材作成部会委員 ● ● ● ●
(●●中学校教諭)

法教育授業実践報告
(中学生向け法教育視聴覚教材「ルールづくり」)

1 実施日時

●●年●●月●●日 (●) 午●時～午●時 (第●時限)

2 実施校等

(1) 実施校

●●中学校

(2) 学年

第●学年

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校教諭 ●●●●

3 単元等

(1) 単元（学習指導要領における位置付け）

ごみ収集に関するルールを作ろう（中学校学習指導要領「社会科（公民的分野）」
の大項目「(1) 私たちと現代社会」の中項目「イ 現代社会をとらえる見方や考
え方」

(2) 目標

ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活におけるルールの意義及び取り
決めの重要性やルールの必要性、それを守る意義について理解する。

(3) 指導計画

1 時間目 …… (本時)

2 時間目 ……

4 本時

(1) 目標

ア ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考
える態度を養う。

イ ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活における取決めの重要性、集

団内の個人の自由を保障するためのルールの必要性，それを守る意義について考えさせる。

ウ 事例の望ましい解決策（ルール）を作成し表現させる。

エ 作成したルールについて，合理的に考察し評価することができる。

(2) 展開

(注) 実際の授業に即した形で作成する。以下は，大まかなイメージを示すため，試行授業時の指導計画をそのまま記載している。

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (9分)	<p>課題（日常生活における紛争）を把握させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これから，ある町で起こった事件を解決するためのルールを話し合って作るという学習をします。まず，どういう問題が起きているのか見てみよう」と発問し，教材「問題提起1」を視聴させる。（約6分） ・「ゴミ収集場所をどこにするのか，みんなにゴミ出しのルールを守ってもらうにはどうしたら良いかなどを考える必要があるようだけど，町に住んでいる人たちがそれぞれどのような考えを持っているのか，映像の続きを観て，話し合いをする前にもう一度確認しておこう」と発問し，教材「問題提起2」を視聴させる。（約3分） 	
展開① (13分)	<p>紛争解決のためのルールづくり・合意形成を行わせる（立場ごとの意見の形成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「それぞれ町の人たちの立場ごとに分かれて班を作って，それぞれの立場から解決策を考えてみよう」と発問し，同じ立場の生徒同士のグループを作り，生徒間で話し合いを行わせる。（約10分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・班ごとの役割演技に徹し，自分たちの立場を理解し，その立場から問題の解決策を考える（町内会長役の生徒は客観的な立場から解決策を考える。）。また，他者を説得できる案を提示する。 ・罰則を設けることのみに着目しないよう留意する
	生徒から発表させる。（約3分）	<ul style="list-style-type: none"> ・展開での話し合いの前段階として，それぞれの班が考え

		<p>た町内会規約案を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ここでは、第三者の立場にある町内会長の解決策は発表しない。
展開② (15分)	<p>紛争解決のためのルールづくり・合意形成を行わせる(各立場の者との話し合い)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「それぞれの立場の人たちが考えた解決策を踏まえ、各班から1名ずつ集まって町内会の班を作り、話し合っ町内会規約を作ってみよう」と発問し、各立場1名ずつからなるグループを作り、生徒間で話し合いを行わせる。(約10分) 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いは、第三者の立場である町内会長役の生徒を中心に行う。 問題点、対立点を明確にししながら、グループで話し合いをする。 町内会規約の論点が拡散するとき(ごみ収集場所を地下に設ける、2階建てにする等というように)は、論点を整理する。
	生徒から発表させる。(約5分)	
展開③ (9分)	<p>ルールの評価を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「なぜルールが必要なのか、そして良いルールとはどのようなものなのか、その評価の視点を意識して映像を観てみよう」と発問し、教材「解説1」、「解説2」を視聴させる。(約6分) 	
	<p>ルールの評価を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今学んだルールを評価する4つの視点にあてはめて、みんなが作ったルールを評価してみよう」と発問し、生徒個人による振り返りをさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①手段の相当性、②明確性、③平等性(公正さ)、④手続の公平性の4つの視点から評価する。
まとめ (4分)	<p>教員によるまとめを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今日はみんなで町内会規約というルールを考えてもらったけど、町内会規約だけではなく、私たちが住む社会にはさまざまなルールがあるが、映像で見たように、実際に私たちの社会に存在するルールがもめごとの解決に役立っているし、みんながルールを守ることによって、安心して暮らすことができている。 そして、誰か一人でルールを決めてしまうのではなく、みんなが話し合いに参加して決めることで、 	<ul style="list-style-type: none"> ルールの機能について言及する。 <ul style="list-style-type: none"> 紛争を解決する機能 秩序を維持する機能 手続の公平性について言及し、ルールが多様な意見を尊重するものであることに触れる。

	<p>いろいろな人の意見を尊重することができるルールになるし、決めたルールを納得して受け入れることができる。」</p>	
--	---	--

(3) 実践報告（成果と課題など）

（注）「成果」，「課題」のほか，「生徒（児童）の変容」，「生徒（児童）の声」など，実践報告として有用な情報を記載する。

・・・

(4) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

（注）教材から使用した「ワークシート」や「資料」のほか，授業の様子・板書の「写真」など，実践報告として有用な参考資料を記載（添付）する。なお，法務省 HP で公表する資料となるため，公表不可の写真等は添付しないこと。

・・・

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領 社会科「公民的分野」

大項目「私たちと現代社会」

中項目「現代社会を捉える枠組み対立と合意，効率と公正などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。」

高校生向け法教育教材の実践報告作成要領

1 実践報告の作成目的

高校生向け法教育教材「未来を切り拓く法教育～自由で公正な社会のために～」(以下「教材」という。)を利用した授業の実践内容とその成果についてモデル授業例として公開することで、高等学校における法教育授業の実践を促進し、法教育の更なる普及を進めることを目的として作成するものである。

2 作成要領

(1) 実践報告の作成対象

教材の全指導案(ルールづくり, 私法と契約, 紛争解決・司法)の実践報告を作成する。

(2) モデル授業の実施

ア 実践報告の作成に当たっては、高等学校において、教材を用いたモデル授業を実施する。

イ モデル授業は、法教育推進協議会教材作成部会高校生向け教材執筆グループ委員(以下「グループ委員」という。)又は同委員が紹介する教員(以下「授業実施教員」という。)が実施する。

ウ モデル授業の時間数は、授業実施教員が指導案の内容や授業計画に応じて決定する。

(3) 実践報告の執筆等

ア 実践報告は、グループ委員及び授業実施教員が共同で執筆することとし、担当は、別紙1のとおりとする。

イ 実践報告の様式例は、別紙2のとおりとする。

ウ 実践報告の提出その他の法務省との連絡調整については、原則として、担当のグループ委員が行うこととする。

3 実践報告の公開等

グループ委員から提出された実践報告については、法務省において集約の上、高校生向け教材執筆グループの成果物として取りまとめ、法教育推進協議会及び教材作成部会において了承を得た上で法務省ホームページに公開する。

4 スケジュール

(1) モデル授業実施日時の決定及び法務省への連絡期限

モデル授業実施日の3週間前まで

(2) 実践報告の法務省への提出期限

2019年10月31日(木)

(3) 法教育推進協議会及び教材作成部会の開催時期

2019年11月以降

(4) 法務省ホームページにおける実践報告の公開時期

2019年度中

モデル授業例		執筆者	
		グループ委員	授業実施教員 (実施校)
ルール づくり (ルール の 在り方 を 考 え る)	(1) 合意形成を図ろう ～どこに橋を作るべきか～	宮崎三喜男 委員	宮崎三喜男委員 (東京都立国際高等学校)
	(2) 新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	久世哲也 委員	久世哲也委員 (東京都立町田高等学校)
	(3) 海水浴場の利用ルールを作ろう	宮崎三喜男 委員	金子幹夫教諭 (神奈川県立三浦初声高等学校)
	(4) 大学入試のアフーマティブ・ アクションについて考えよう	野畑毅 委員	野畑毅委員 (京都市立菟道高等学校)
私法と契約	契約とは何か	加納隆徳 委員	鈴木航生教諭 (聖霊女子短期大学付属高等学校)
		稲垣俊介 委員 (※)	稲垣俊介委員 (東京都立江北高等学校)
紛争解決 ・司法	(1) 民事紛争解決① ～民事裁判・けがの責任をめぐって～	小貫篤 委員	小貫篤委員 (筑波大学附属駒場高等学校)
	(2) 民事紛争解決② ～模擬調停・臭いをめぐる争い～	加納隆徳 委員	伊藤真司教諭 (秋田市立御所野学院高等学校)
	(3) 刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～	加納隆徳 委員	黒田和義教諭 (岡山県立岡山芳泉高等学校)

(※) 稲垣委員については、情報科における実践報告を作成する。

●●年●●月●●日

法教育推進協議会教材作成部会委員 ● ● ● ●
(●●高等学校教諭)

法教育授業実践報告
(高校生向け法教育教材－●●－指導案「●●」)

1 実施日時

●●年●●月●●日 (●) 午●時～午●時 (第●時限)

2 実施校等

(1) 実施校

●●高等学校

(2) 学年

第●学年

(3) 教科等

(4) 指導者

同校教諭 ●●●●

3 単元等

(1) 単元 (学習指導要領における位置付け)

(2) 目標

(3) 指導計画

4 本時

(1) 目標

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点

(3) 実践報告 (成果と課題など)

(4) 参考資料 (使用教材・資料, 授業の様子・板書など)

5 参考: 新学習指導要領における位置付け

●●年●●月●●日

法教育推進協議会教材作成部会委員 ● ● ● ●
(●●高等学校教諭)

法教育授業実践報告
(高校生向け法教育教材－私法と契約－指導案「契約とは何か」)

1 実施日時

●●年●●月●●日 (●) 午●時～午●時 (第●時限)

2 実施校等

(1) 実施校

●●高等学校

(2) 学年

第●学年

(3) 教科等

公民科「現代社会」

(4) 指導者

同校教諭 ●●●●

3 単元等

(1) 単元（学習指導要領における位置付け）

契約に関する基本的な考え方(高等学校学習指導要領「現代社会」の大項目「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」)

(2) 目標

個人や企業が経済活動に対してどのような責任があるのか、なぜ責任があるのかなどについて理解させるとともに、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるようにする。

(3) 指導計画

1 時間目 ……(本時)

2 時間目 ……

3 時間目 ……

4 本時

(1) 目標

ア 契約が日常生活において身近なものであること、契約が個々の生活を豊かに

するものであることを実感させる。

イ 私法分野について学習機会の充実を図る。私法の基本的な考え方である私的自治の原則（契約自由の原則）や、契約に関する基本的な考え方（契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立し、その結果、当事者双方に権利と義務が発生すること）について理解させる。

ウ 具体的な事例を通じて、契約成立の要件や、一旦成立した契約を例外的に解消できる場合について理解させる。

エ 契約自由の原則の例外として、経済的・社会的弱者を保護し、実質的な平等を図るための手当が行われていることを理解させる。

(2) 展開

(注) 実際の授業に即した形で作成する。以下は、大まかなイメージを示すため、教材の指導計画をそのまま記載している。

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	身近な契約例を考えさせる。 ・「契約をしたことがあるか」と発問する（挙手など）。 ・「どのような契約をしたのか」と発問する。	以下の契約例を紹介し、契約が身近なものであることを理解させる。
	契約自由の原則（私的自治の原則）を説明する。	教材 44 ページ（(2)契約自由の原則（私的自治の原則））を参照して説明。
展開① (7分)	「ワークシート1」を配布して課題を把握させ、問1をグループ（1グループ：桃太郎役2名＋サル役2名）で取り組ませ、桃太郎とサルとの間の契約書を作成させる。	生徒には、「可能な限り将来もめ事が発生しないような契約書を作成すること」と指示し、合意事項3～5欄に、必要と考える事項を記入させる。
展開② (18分)	問2をグループで取り組ませる。	展開①で作成した追加の合意事項はないものとして考えさせる。
展開③ (3分)	契約自由の原則について復習させる。	「導入」で説明した「契約自由の原則」（当事者は、契約の内容等を自由に決められる）を振り返らせる。
展開④ (4分)	契約自由の原則が修正される場合について説明する。	教材 45 ページ（3 実質的な平等を図るための例外）を参照して説明。
まとめ① (10分)	講評 ・展開①で作成した契約書について、教員による講評を行う。	〔評価のポイント〕 ○「合意」に注目しているか。 ○現実的なものか。 ○どちらか片方にだけ、著しい不利益を負わせるなど、公平さを欠いたものではないか。

		<p>[契約書に対する評価のポイント]</p> <p>○将来的に生じうるトラブルを具体的に想定して検討し、合意できているか。</p> <p>○合意内容（契約書の内容）は、契約自由の原則の範囲内のものといえるか。（弱い立場の者から不当に搾取したり、権利濫用であったりなど、社会通念上許されるべきでない内容となっていないか等）</p>
まとめ② (3分)	教員によるまとめを行う。	自由に契約を結ぶことで、私たちの生活は豊かになっている。 ただし、契約には責任・義務も伴うので、安易な合意はせず、よく考えることが大切である。

(3) 実践報告（成果と課題など）

(注) 「成果」、「課題」のほか、「生徒の変容」、「生徒の声」など、実践報告として有用な情報を記載する。

...

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

(注) 教材から使用した「ワークシート」や「資料」のほか、授業の様子・板書の「写真」など、実践報告として有用な参考資料を記載（添付）する。
なお、法務省 HP で公表する資料となるため、公表不可の写真等は添付しないこと。

...

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領「公共」

大項目「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」

新学習指導要領「家庭基礎」及び「家庭総合」

大項目「C 持続可能な消費生活・環境」の中項目「(2) 消費行動と意思決定」